

甲良町高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル（書類審査）実施要領

1. 業務の目的

別添仕様書のとおり

2. 業務の内容

(1) 業 務 名

甲良町高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務委託

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(4) 契約限度額

令和 7 年度

2,750,000 円（税込）

令和 8 年度

3,850,000 円（税込）

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 甲良町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 甲良町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 関西 2 府 4 県で、過去 5 年間、福祉関連計画業務支援において、契約主体となる受託者が地方公共団体より指名停止を受けていないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (6) 甲良町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 22 日条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人ではないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条に規定する暴力団員ではないこと。
- (7) 滋賀県内で、第 9 期介護保険事業計画の実績があること。
※基礎調査のみの業務は、実績として認めない。
- (8) 過去 5 年間において介護保険関連例規の整備支援実績があること。
- (8) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）を取得

し、かつ5回以上更新していること。

4. 審査資料の提出等について

審査資料について

提出締切：令和7年10月31日（金）17時必着（郵送可）

提出場所：甲良町保健福祉課

提出書類：提出書類①～⑤については正本1部、副本5部を作成し提出すること。⑥～⑩については1部提出すること。

No.	提出書類	備考	評価項目
①	会社概要	・会社案内（パンフレット可）、事業内容や会社規模（従業員数等）が分かるもの ・個人情報等の取扱いについて記載すること	・見易さやわかりやすさ ・会社の規模や特徴 ・個人情報等の管理体制
②	介護保険事業計画実績書	・介護保険事業計画実績書（様式1） ※関連会社の実績は含めない。 ※過去5年以内で締結した契約業務を記載すること。	・本業務実績値
③	滋賀県内介護保険計画業務継続実績書	・滋賀県内介護保険計画業務継続実績書（様式2） ※過去滋賀県内の実績を記載すること。	・同じ相手から継続して契約を受けた実績値
④	担当者経歴書	・主担当者経歴書（様式3-1） ・副担当者一覧表（様式3-2）	・主担当者の経歴、実績 ・条例改正等を含めた多岐にわたる業務を遂行できる体制 ・主担当不在の場合の対応が可能な体制
⑤	企画提案書	・仕様書の各項目及び評価項目に対し具体的な内容を記載すること ・体裁は原則としてA4判（A3判の折り込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。 ・枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること	・仕様書の業務内容における円滑な業務遂行のための企画提案 ・実態調査の集計・分析・結果活用の方法及び提案 ・本町独自の課題を抽出する方法及び計画指標の提案 ・従前計画及び他関連計画との整合性のとり方 ・本計画に関する情報収集と資料提供の方法 ・条例改正の提案方法の仕方
⑥	参考見積書（任意様式）	・令和7年度分と令和8年度分の見積書を各1部提出すること。 ※安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適切な価格で算出すること。	・契約限度額と比較 ・企画提案書の内容と比較

⑦	介護関連例規整備支援業務関係書類	・例規整備に携わったことが確認できる書類を提出すること。	
⑧	認定書	・JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書（写し可）	
⑨	申立書	・申立書（様式4）	
⑩	計画書	・滋賀県内において策定した介護保険事業計画書（1部） ※原本が提出できない場合はコピー等の簡易製本でも可	

5. 審査について

（1）審査方法

甲良町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託業者選定委員会設置要綱に基づき書類選考を実施し選定する。

（2）審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてに郵送により通知する。

（3）優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

6. 質疑・参加意思表示について

（1）質疑がある場合は期限までにFAXでのみ照会するものとする。（様式は任意）

期 限 令和7年10月8日（水）午後5時まで

照会先 甲良町 保健福祉課 （FAX：0749-38-5150）

回 答 令和7年10月15日（水）午後5時までに甲良町ホームページで公開する。

（2）参加意思表示書の提出については、質疑回答後に提出するものとする。

提出締切：令和7年10月24日（金）午後5時必着（郵送可）

提出場所：甲良町保健福祉課

7. その他

（1）企画提案に要する経費については、提案者負担とする。

（2）提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

（3）参加意思表示書を提出後、辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。

（4）仕様書及び企画提案書の記載事項が実施されない及び成果品が納品されない場合は、指名停止及び公表を行うこともあり得る。